

神奈川県立かながわ労働プラザ9階レストラン運営事業者企画提案募集要項

1 レストラン運営事業者の企画提案募集について

神奈川県立かながわ労働プラザ（以下、「労働プラザ」という。）9階のレストランは、令和2年3月に事業者が退去したため閉店していましたが、今般、施設の有効活用及び魅力向上、利用者等の利便性の向上を図るため、施設を活用してレストラン事業を運営する事業者からの企画提案を募集します。

2 労働プラザの概要

労働プラザは、労働者の福祉の増進を図り、文化活動の場を提供するための施設として神奈川県が設置した施設です。

建物内の会議室、ホール、スタジオ等の県民利用施設は県民や団体への貸出を行っており、県民利用施設の管理運営業務は、指定管理者である公益財団法人神奈川県労働福祉協会が行っています。

また、県民利用施設以外に、かながわ労働センター等の県機関、労働関係団体等の事務室等が入居しています。

(1) 所在地 横浜市中区寿町1-4（JR石川町駅から徒歩5分）

(2) 施設等の概要

構造	鉄筋コンクリート造り
規模	地上9階 地下2階建て
延床面積	13,866.70 m ²

※ 各階の入居状況、会議室の定員等の詳細は別紙のとおり

3 運営施設の概要

(1) レストラン店舗等の面積

名称	面積
厨房	98.40 m ²
客席	183.28 m ²
事務室	10.81 m ²
更衣室	5.67 m ²
従業員便所	4.54 m ²
合計	302.70 m ²

(2) 施設の利用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づき、施設の用途又は目的を妨げない限度において、使用の許可を受けて運営するものとします。

また、行政財産使用許可は、神奈川県県有財産規則第25条(4)に定める「職員、学生、入院患者その他の県有施設を利用する者の利便に供するため、食堂、売店等の厚生施設又は利便施設を設置する目的で使用する場合」の許可となります。

(3) 使用許可期間

使用許可の期間は、レストラン開業に必要な工事等の開始日から、令和9年3月31日です。

以降、3年ごとに更新手続きが必要となり、更新に際して、事業者の公募を行う場合があります。

(4) 使用料

神奈川県「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例」(昭和39年神奈川県条例第79号)等に基づき算定した使用料を納付していただきます。

初年度については、使用開始日から当該年度の年度末までの使用料を納付してください。以降は、年度始めに年間使用料を一括納付していただきます。なお、条例に基づき算定した現時点の年間使用料は約500万円程度となりますが、建物・土地の決算価格により変動する場合があります。

4 運営条件等について

(1) 基本的な考え方

レストラン運営にあたっては、労働プラザの設置目的及び行政財産使用許可の目的を踏まえ、適切な運営を行う必要があります。

レストランは施設を利用する者の利便施設として設置するため、公共施設である労働プラザの雰囲気に合わせて店舗とし、使用許可の目的に沿って、施設利用者が利用しやすく、利便性が向上するような運営を行ってください。

なお、ホールや会議室等の貸出施設の利用状況等は指定管理者が把握しているため、指定管理者と相互に協力・連携しながら、労働プラザの利用率向上にもつながるようなレストラン運営を心掛けてください。

(2) 営業日、営業時間等

営業日は労働プラザの開館日とすることを基本としますが、定休日を設けることは可能です。閉館日(年末年始(12月29日～1月3日)及び電気設備点検日(年1日))に営業することはできません。

営業時間は労働プラザの開館時間(午前9時～午後10時)の間で設定してください。ただし、施設の機械警備を行う都合上、午後10時に完全に退館する必要があるため、スタッフを含む全員が午後10時までに完全退館可能な営業時間を設定してください。

(3) 提供メニュー等について

食事、飲料等のメニューの指定はありませんが、匂いが強い料理(調理の際の匂いも含む)は建物内の施設利用に影響を与える可能性があるため提供できません。

飲料について、アルコール類の提供は可能です。

また、ホールや一部の会議室の利用者に対して、弁当などの食事や飲み物を提供することも可能です。

(4) 設備等について

厨房内に設置している各種厨房設備や戸棚類、内装、客席用テーブル、椅子等が使用できますが、使用にあたっての設備の保守・点検、修理等は運営事業者が実施してください。なお、既設の設備等の状況確認は、現地見学の際に行ってください。

また、既設の設備以外の什器等を使用する場合は、運営事業者が準備・設置してください。

(5) レストランの開業・運営に必要な工事等

レストランの開業・運営に必要な工事等を実施する必要がある場合は、運営事業者が実施してください。ただし、避難経路が確保できなくなる等、安全性に影響する工事や設備・備品類の設置は行えません。工事計画及び設置する備品・設備等の内容については、事前協議を行ってください。

工事着手時期及びレストランの営業開始時期は、運営事業者決定後に協議のうえで決定します。なお、工事を実施する際は、労働プラザの利用に影響が及ばないように、騒音等に注意しながら行ってください。

(6) 経費負担について

レストラン運営に係る従業員人件費、原材料費、リネン・ユニフォーム等のクリーニング代、光熱水費、設備及び備品の維持にかかる費用、清掃代、廃棄物処理費、通信費（工事費等を含む）、各保険料等の営業費用は、運営事業者の負担となります。

なお、光熱水費の一部や害虫駆除等については、労働プラザの建物全体で指定管理者が事業者と契約を行うため、使用実績等に応じた負担分の費用を月ごとに県から請求します。ガスについては個別にガス供給事業者と契約してください。

電話及びインターネット等の通信についても、個別に事業者と契約してください。

企画提案にあたっては、これらの経費負担等も踏まえ、今後3年間の収支計画を作成して提出してください。

(7) 法令順守等について

運営にあたっては、食品衛生法その他の法令等を遵守してください。レストラン内の清掃及び廃棄物処理は運営事業者が行い、衛生管理等を徹底してください。

レストラン運営に必要な許認可は、運営事業者が取得してください。

消防法による防火管理者を選任し、防火管理上必要な対策を実施してください。公共施設であるため、建物内は禁煙です。レストランの利用者、スタッフとも喫煙場所は建物外の指定の喫煙場所となります。

必要な防犯対策を行い、自己責任において金銭等を管理してください。

(8) その他

レストランに隣接する会議室等を飲食提供のために利用したい場合は、指定管理者と調整してください。また、BGM、映像等を使用する場合は、公共施設であることを考慮し、施設全体の雰囲気に合わせたものとしてください。

5 応募資格

- (1) レストラン等の飲食業の営業・運営実績があること。

- (2) 税金の滞納がないこと。
- (3) 従業員を指導監督できる責任者を配置すること。
- (4) グループで申請する場合は次の事項に留意すること
 - ア 複数の法人その他の団体がグループで申請する場合は、代表する法人又は団体を定めること。
 - イ 単独で申請した法人又は団体は、グループ申請の構成員として申請することはできません。
 - ウ 複数のグループにおいて同時に構成員になることはできません。
- (5) 次の事項に該当するものは応募することができません。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体等
 - ウ 暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む団体等。

6 応募の手続き

(1) 企画提案事項

上記「3 運営施設の概要」及び「4 運営条件等」を踏まえて、レストラン運営に係る企画を提案してください。提出書類、添付書類等は次のとおりです。原本1部、副本4部を紙で提出してください。

提出書類	様式1 企画提案参加意思表明書 様式2 企画提案応募申込書 様式3 役員等氏名一覧表 様式4 類似事業実績一覧表 様式5 企画提案書
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3か年分の税務申告書の写し（税務署受付印のあるもの） ・直近3か年分の地方税の納税証明書の写し ・営業に関する資格、免許等の写し ・過去3年分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書） <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社概要（書式は任意） ・定款の写し及び登録事項全部証明書 <p>【グループの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募するすべての法人及び個人についての上記書類 ・グループ申請理由書（グループで申請する目的や必要性、構成員の選定経緯、資本出資及び取引関係等） ・構成団体及び役割分担等を記載した書類

(2) スケジュール等

内 容	日 程
ア 募集開始	令和6年10月16日(水)
イ 参加意思表明書 提出期限	令和6年10月23日(水) ※ 期日までに問合せ先メールアドレスに、メールで提出してください。
ウ 質問の受付	令和6年10月16日(水)から令和6年10月23日(水)まで ※質問事項をメール本文又は任意の様式に記入のうえ、問合せ先メールアドレスに送信してください。 ※質問とその回答は、令和6年10月31日(木)までに参加意思表明書の提出者全員にメールで送信します。
エ 現地見学	令和6年10月18日(金)または令和6年10月21日(月) ※ 希望日時をメールまたは電話で連絡してください
オ 応募受付期間	令和6年10月16日(水)から 令和6年11月7日(木)17時15分まで(必着) (提出先) 〒231-8583 神奈川県横浜市中区寿町1-4 かながわ労働センター 管理企画課 (提出方法) ・持参(土日祝日除く8時30分から17時15分まで) ・郵送(必着) (提出部数) 原本1部、副本4部 ※ 提出後の応募書類の変更、差替えは受け付けません。
カ 審査会	令和6年11月中旬(予定) ※提案者は出席してプレゼンテーションを実施してください。 ※日程の詳細は提案者に個別に連絡します
キ 選定結果通知	令和6年11月下旬(予定) ※ 運営候補者の選定結果を通知します
ク 使用許可手続・ 事業者工事	令和6年12月以降(予定) ※ 選定された運営事業者との協議により決定します
ケ 営業開始	令和7年1月以降 ※ 選定された運営事業者との協議により決定します

7 選考方法について

(1) 選考方法

ア 審査会の委員が、提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し、(2)に示す審査基準に基づき採点を行います。

イ 審査会の委員の採点の結果を合計したうえで平均点を算出し、平均点が最も高い

提案を選定します。

ウ 同点の提案がある場合は、審査委員の協議により決定します。

エ 以下のいずれか1つ以上に該当する場合は、得点に関わらず失格となります。

- ・平均点が50点未満の場合
- ・審査項目の1つ以上の平均得点が0点の場合

オ 審査会は11月中旬を予定しています。日程等の詳細は、企画提案書提出者に個別に連絡します。

(2) 審査基準

審査項目	審査のポイント	配点
(1) 業務に関する専門性	・飲食店経営の実績が十分であるか	5
(2) 業務運営体制	・責任者、資格保有者等が適切に配置されているか ・適切な人数の従業員が配置されているか ・従業員の教育・研修体制は適切か	15
(3) コンプライアンス	・安全管理や食品衛生の対応が適切であるか ・事故防止策等が十分であるか ・各種法令順守がなされているか	15
(4) 収支計画	・適切で無理のない収支計画となっているか	15
(5) 店舗の運営方針	・営業日、営業時間等が適切に計画されているか ・労働プラザ利用者や職員が利用しやすい運営内容となっているか ・労働プラザの雰囲気に合わせて運営内容となっているか ・運営にあたっての独自の工夫があるか	20
(6) 提供メニューの内容	・提供予定のメニューは適切か ・提供予定価格は適切か	10
(7) 指定管理者との連携	・労働プラザ利用者等の利便性向上につながる内容になっているか ・労働プラザの利用促進につながるような提案がなされているか ・指定管理者との円滑な連携が期待できるか	15
(8) 環境への配慮	・食ロス削減やかながわプラごみゼロ宣言などに配慮した取組が提案されているか	5
合 計		100

8 選定後の手続き等

(1) 選定結果通知により決定の内示を受けた事業者は運営候補者となり、県と施設運営及び施設設置に関する詳細について協議を行っていただきます。

(2) 協議が整わない場合や、次の場合は、候補者としての決定を取り消し、次点者を運営候

補者として選定する場合があります。

ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

イ 審査委員又はその関係者に接触を求めるなど評価の公平性を害する行為を行ったとき。

ウ 運営候補者の決定から行政財産の使用許可までの間に、運営候補者の事情等により企画提案した事業内容が確実に履行できないと県が判断したとき。

エ 著しく社会的信用を損なう行為等により運営候補者としてふさわしくないと県が判断したとき。

オ 運営候補者が「5 応募資格」に示す要件に適合しなくなったとき。

- (2) 県との協議が整った段階で、使用許可申請及びその他必要な手続き等を進めていただき、県が行政財産の使用を許可した段階で、運営事業者として決定します。

9 その他

- (1) 応募に要する経費はすべて事業者の負担となります。

- (2) 転貸等の禁止

使用許可場所の他者への転貸、担保に供すること、営業の委託、名義貸し等を行うことはできません。

- (3) 原状回復

使用許可を受けた期間が満了するときは満了日までに、使用許可が取り消されたときは別途指定する期日までに、自己負担により使用許可場所を原状に回復し、返還してください。

使用料は、県が使用許可場所の原状回復を確認し、廃止届を受理する時点まで発生します。

- (4) その他

本募集要項に定めのない事項については、運営事業者と県の協議により定めることとします。

10 問合せ等

- (1) 問合せ先

【担当】神奈川県産業労働局かながわ労働センター管理企画課

【所在】〒231-8583 神奈川県横浜市中区寿町1-4

【メール】roudou_kikaku.m6fn@pref.kanagawa.lg.jp

【電話】045-633-5414 (平日 8:30~17:15)

- (2) ホームページ

労働プラザレストラン運営事業者募集にかかる県ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/z4r/resutoran.html>

労働プラザのホームページ(参考・指定管理者運営)

<https://k-lplaza.jp/>